

第108委員会分担金規程

平成14年4月1日制定

平成24年5月17日制定

平成27年12月9日改定

第108委員会事務局
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

第1条 この規程は、第108委員会規約第10条により、同国内委員会分担金について定める。

第2条 分担金は、第108委員会への参加会員に、第3条により賦課する(以下一般会員とする)。ただし、諸官庁及び第4条に定める特別会員、業界団体、公益団体については賦課しない(以下準会員とする)。

第3条 分担金の額は、年額を以下の通り定め、年を2期に分ち、4月及び10月に納入しなければならない。年度途中で退会する場合でも、年額を納入しなければならない。ただし、定例委員会において別段の定めをした場合は、この限りではない。

- (1) 分担金の額は、一律年額20万円(消費税別)とする。
- (2) 全額出資の子会社については、その親会社が分担金を納入している限り、賦課を免除される。
- (3) 新規加入の場合、初年度については入会月に応じ4半期等分で算出された金額を納入しなければならない。

第4条 第108委員会への参加会員及び委員数について以下のように定める。

- (1) 一般会員：企業体であり、委員は複数推薦できる。
- (2) 業界団体：業界の団体であり、委員は原則として一人だけ推薦できる。
- (3) 公益団体：業界団体以外の公益団体であり、委員は原則として一人だけ推薦できる。
- (4) 特別会員：委員会で承認された学識経験者、有識者とする。

第5条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。委員長は、毎事業年度終了後、収支決算書を作成し、監事の監査を経て定例委員会に付議しなければならない。

改訂：平成23年11月22日

- ・ 2条 参加会員について、一般会員、準会員の区別を明確にした。

改訂：平成24年5月17日

- ・ 名称を一般社団法人に変更した。

改訂：平成 27 年 12 月 9 日

- ・ 第 1 条の規程について、誤記修正として「・・・第 108 委員会規約第 9 条に・・・」を「・・・第 108 委員会規約第 10 条に・・・」に変更した。

以上